

## 物品製造等〔変更届〕

※掲載中の記事、様式にある旧元号の表記は、適宜新元号に読み替えるものとします。

### 変更の届出事項

#### 1 通常の変更等の届出

申請書提出後に次の場合に該当するときは、速やかに次に掲げる提出書類等を日本下水道事業団経営企画部会計課まで郵送して提出して下さい。なお、行政書士等に委任する場合は、あわせて委任状を提出して下さい。

#### (1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された者が次に該当した場合

- ① 死亡したとき
- ② 法人が合併により消滅したとき
- ③ 法人が破産により解散したとき
- ④ 法人が合併又は破産以外の理由で解散したとき
- ⑤ 廃業したとき
- ⑥ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき

#### (2) 有資格者が次の事項を変更した場合

- ① 住所
- ② 商号又は名称
- ③ 法人である場合において代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
- ④ 電話番号（FAX番号を含む。）

#### (3) 郵送先

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 7階

日本下水道事業団経営企画部会計課 宛

電話：03-6361-7804（ダイヤルイン）